

第2回湖南省住居表示審議会次第

日時 令和2年(2020年)2月6日(木)
午後2時から
場所 湖南省役所3階大会議室

1.開会

2.あいさつ

3.諮問

「字の区域及び名称の変更について」

4.その他

湖 市 第 1 4 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 6 日

湖南省住居表示審議会
会長 四方 功 一 様

湖南省長 谷 畑 英 吾

字の区域及び名称の変更について (諮問)

湖南省住居表示整備事業の推進に伴い、次のとおり字の区域および名称の変更について
貴審議会の意見を求めます。

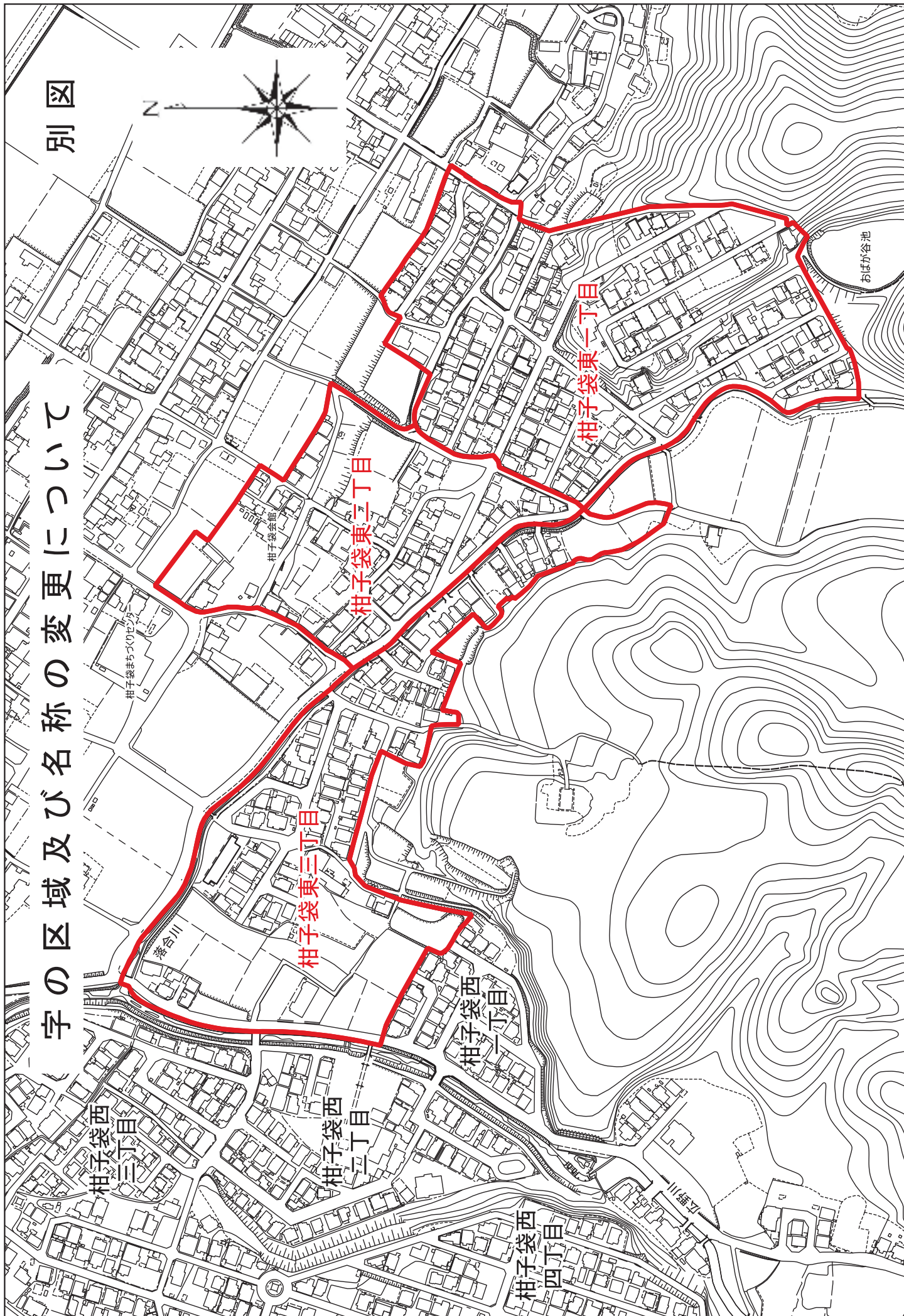
諮問事項

諮問第 2 号

字の区域及び名称の変更について (別図)

別図

字の区域及び名称の変更について



字の区域内の状況

	面積 (㎡)	住民登録者数 (R1.10.31時点)	世帯数 (R1.10.31時点)	法人数	想定街区数
柑子袋東 一丁目	53,852	412	168	5	14
柑子袋東 二丁目	29,915	129	50	0	6
柑子袋東 三丁目	46,039	341	141	3	10
合計	129,806	882	359	8	30

湖南省住居表示実施基準（抜粋）

第2 町の区域の合理化

街区方式による町の区域は、次の基準によって定める。この基準によることができない町の区域については、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように定める。

1 町の境界

町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める。この場合、境界線は原則として、道路、河川、水路等の東西線にあつては南側の側線、南北線にあつては東側の側線とする。

2 町の形状及び規模

町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されるようにする。

3 町の規模

地域の性格、用途、人口、家屋の密度を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないよう定め、おおむね次の基準による。

商業地区 20,000 m² ~ 90,000 m²

住居地区 15,000 m² ~ 120,000 m²

工業地区 120,000 m²以上

第3 町の名称の定め方

第2による町の区域の合理化のため、新しく町を設け又は町の名称を変更する場合には、その町の名称は次の基準によるものとする。

- 1 従来の町の名称又は当該地区における歴史、伝統、文化を考慮し、由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択する。
- 2 常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、簡明なものとする。
- 3 同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じないようにする。
- 4 町の名称として丁目をつける場合は、その丁目の数は概ね4、5丁目程度とする。
- 5 丁目は、湖南省役所東庁舎又は西庁舎に最も近いところを起点とし、できるだけ放射線状に整然と配列する。

住居表示に関する法律（抜粋）

（町又は字の区域の合理化等）

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

- 2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

（町又は字の区域の新設等の手続の特例）

第五条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。
- 4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。
- 5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。
- 6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。
- 7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。
- 8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

柑子袋住居表示 第2期日程

<u>令和元年</u>	
6月	<u>住居表示実施地域(案)の検討・作成</u>
9月5日(木)	<u>住居表示審議会に諮問(住居表示を実施する区域・方法)</u>
11月8日(金)・9日(土)	<u>対象地域住民への説明(住居表示を実施する区域・方法)</u>
12月	<u>市議会に上程(住居表示を実施する区域・方法)</u>
1月上旬～1月下旬	<u>委託業者による現地調査(出入口・棟割調査)・・・</u>
<hr/>	
<u>令和2年</u>	
2月6日(木)	<u>住居表示審議会に諮問(字の区域・名称の変更)</u>
2月～3月	<u>公示(字の区域・名称) 30日間・・・</u>
5月～7月	<u>委託業者による現地調査(世帯主調査)・・・</u>
6月	<u>市議会に上程(字の区域・名称の変更)</u>
9月上旬～10月	<u>委託業者による通知書・手続きパンフレット等配布・・・</u>
10月	<u>手続き説明会・・・</u>
11月	<u>住居表示実施予定</u>

内 容

出入口・棟割調査・・・図面作成にあたり、建物等の出入口・棟割確認
(調査方法・・・道路付近からの目視等)

公示・・・原案に意見のある人は区域内の有権者50人以上の署名、押印と1000字以内
の理由を添えて市長宛に案の変更請求をすることができる。

世帯主調査・・・住所・世帯員の氏名確認、法人の確認
(調査方法・・・原則訪問による聞き取り)

通知書・手続きパンフレット等配布・・・原則訪問による手渡し

手続き説明会・・・住居表示実施後に必要な各種手続きについて